

苫小牧市民クルーズ代金助成事業 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市民クルーズ代金助成事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 苫小牧市内に住所を有する者
- 2 協議会が指定するクルーズツアーに参加する者
- 3 協議会が指定する年度に本事業（協議会が実施する苫小牧市民クルーズ代金助成事業）に基づく助成金の交付を受けたことがない者

(助成金の額及び人数)

第3条

- 1 助成金の額は苫小牧クルーズ振興協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める。
- 2 助成金の交付対象人数は予算の範囲内とする。

(募集期間及び応募方法)

第4条 助成金交付を希望する者（以下、応募者という。）は、協議会が指定する期間中に、申請様式又はWeb申請フォームにて会長が必要とする事項を添えて、会長に提出しなければならない。また、家族で応募をしようとする場合は、代表者がまとめて応募できるものとする。

(抽選及び当選者の決定)

第5条

- 1 第3条第2項に定める人数を超えた場合は、会長は公平性を確保するため、無作為抽選により当選者を決定するものとする。
- 2 抽選は、公正な方法により行い、その結果を記録するものとする。
- 3 会長は、応募者に対し、抽選結果通知書を送付し、当選者には助成金の本申請の方法その他利用方法等を記載した書類を送付するものとする。

(交付申請)

第6条 第5条の規定により当選した者で、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乗船後、協議会が指定する日までに申請書様式又はWeb申請フォームにて会長が必要とする書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付決定及び助成金の支払)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは速やかに交付決定及び助成金額の確定を行い、交付確定通知書により、決定者に通知

し、助成金を支払うものとする。

(新規利用者の確認)

第8条

- 1 会長は、第2条第3号の規定による要件を確認するため、応募者及び申請者に対し過去の本事業に基づく助成金の受給歴について自己申告を求めることができる。
- 2 会長は、前項の確認にあたり、過去に実施した本事業の助成金受給者にかかるデータベースと照合を行うものとする。
- 3 前項の照合の結果、過去に本事業に基づく助成金の交付を受けていたことが判明した者は、交付対象者としない。
- 4 前2項により照合しても受給歴が確認できないものは、第1項の自己申告の内容を真実とみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 会長は、虚偽又は不正な方法により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査及び報告)

第10条 会長は、必要に応じ申請者に対して、乗船状況等についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

附則（令和6年6月3日改正）

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

附則（令和8年1月7日改正）

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。